

人事院契約監視委員会 第9回会議 議事概要

- 開催日
平成24年6月15日（金）
- 場 所
中央合同庁舎第5号館別館 第二特別会議室
- 人事院契約監視委員会（敬称略）
委員長 田辺国昭（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
委 員 工藤裕子（中央大学法学部教授）
委 員 小林 覚（小林覚法律事務所弁護士）
- 会議概要

会計課長から平成23年度下期の審査対象契約案件20件の内訳、政府調達案件1件、一般競争入札案件17件、競争性のある随意契約案件1件、その他の随意契約案件1件の入札及び契約手続についての運用状況等が報告され、委員会で（1）のとおり了承された。

また、あらかじめ抽出し、当日、各委員から審査対象とすることが了承された（2）の2件について、事務局から委員会に契約の内容等を説明し、委員会で（3）のとおり質疑がなされ了承された。

（1）平成23年度下期の審査対象契約案件20件について

意見・質問	回 答
・全体の状況について特段の問題は無いとして了承された。	

（2）抽出契約案件

- ① 契約件名 : 国家公務員倫理法に基づく各種報告書等の文書管理・検索に使用する電子計算機器一式の借入及び保守（一般競争入札）
- 契約相手方 : 株式会社リコー
- 契約金額 : 4,885,326円
- 契約年月日 : 平成23年12月26日
- 担当部局 : 倫理審査会事務局

- ② 契約件名 : 中央合同庁舎第5号館別館で使用する電気(一般競争入札)
 契約相手方: 株式会社エネット
 契約金額 : 常時電力基本料金単価 1,428.00円/kw/月
 予備電力基本料金単価 163.80円/kw/月
 従量電力量料金単価 13.75円/kwh(夏季7～9月)
 12.65円/kwh(その他季)
 契約年月日: 平成23年11月1日
 担当部局 : 事務総局会計課

(3) 質疑内容

- ① 国家公務員倫理法に基づく各種報告書等の文書管理・検索に使用する電子計算機器一式の借入及び保守

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 業者が事前に提出していた見積りと落札価格に大きく差があるのはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 数社から見積りをとっているが、一社、参入に意欲的な新たな業者が現れたことから、競争原理が働き価格が安価になったのではないかとと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> 検索ソフトを変更することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者の手間がかかり、人手が必要になることから結果的に経費がかさむということになると思う。
<ul style="list-style-type: none"> これまで契約してきた業者と同じ業者が今回も落札しているが、他の業者が参入できるように工夫すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 各社それぞれ独自の検索用ソフトは持っているが、汎用的ではないため対応させることが難しい。 これまでに蓄積してきた過去のデータについて全て読み込む必要があり、場合によっては打ち込み直さなければならなくなるので、今までやってきた業者が有利になったのではないかと考える。
<ul style="list-style-type: none"> 現在は手書きの報告書も認めているということだが、全ての報告書をパソコンで入力したものにしてもらうことはできないか。それにより予算の効率化が図られるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告すべき職員全員がパソコンを保有している訳ではなく、それらの全員がパソコンで入力できるようにするには、そのための導入経費が別に必要となる。

<ul style="list-style-type: none"> ・調達価格自体は下がっているのですが、今の時点では問題ないが、現行の業者が価格を引き上げることも考えられることから今回の意見を踏まえて次回の調達の準備にあたられたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の御意見を踏まえて今後の調達にあたっていきたい。
---	---

② 中央合同庁舎第5号館別館で使用する電気

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・入札を行うことにより東京電力の料金より安くなったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札により安くなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・電気は技術的には、どこの業者も参入可能なのか。また、安定供給できるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法により認められている業者であれば参入可能。 電気事業法では、当該契約会社による供給が不安定となった場合は地域電力会社（東京電力）のバックアップが制度的に担保されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・今の段階では、具体的にどのような事業者と契約すべきとは言えないが、より安く、安定的な供給ができる事業者との契約に留意されたい。 	

- 委員会からの意見具申及び勧告
意見具申及び勧告はなかった。

以 上